【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年６月15日
【発行者名】	ピクテ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　萩野　琢英
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目２番１号
【事務連絡者氏名】	佐藤　直紀
【電話番号】	03-3212-3411
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド(毎月決算型)
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド(毎月決算型)
(愛称として「ユーロ・セレクト」と称する場合があります。以下「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます)。委託会社であるピクテ投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。なお、ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

5,000億円※を上限とします。
※受益権１口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の合計額

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。
※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を計算日における受益権口数で除した金額で、ファンドにおいては１万口当たりの価額で表示しています。基準価額は、組入れた有価証券等の値動きにより日々変動します。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。
基準価額は、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社　電話番号03-3212-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで)　ホームページおよび携帯サイトhttps://www.pictet.co.jp)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「ユロ債毎」)。

(5)【申込手数料】

2.2%(税抜2.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を発行価格に乗じて得た額とします。
詳しくは、販売会社にてご確認ください。
申込手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額が加算されます。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。
※償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6)【申込単位】

販売会社が定める１円または１口(当初元本１口=１円)の整数倍の単位とします。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。
詳しくは、販売会社にてご確認ください。

自動購入サービス契約※を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にて申込みいただく場合があります。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

(７)【申込期間】

2021年６月16日から2021年12月15日までとします。
なお、申込期間は上記期間満了前に、委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(８)【申込取扱場所】

販売会社の本支店等において申込みの取扱いを行います。販売会社については、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社　電話番号03-3212-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで)　ホームページおよび携帯サイトhttps://www.pictet.co.jp)までお問い合わせください。

(９)【払込期日】

受益権の取得申込者は、取得申込みを行った販売会社の定める日までに申込代金(申込金額(発行価格×申込口数)に申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額)を支払うものとします。各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託の行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は、取得申込みを行った販売会社へお支払いください(販売会社については、「(８)申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください)。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。
ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドは、質の高い※ユーロ通貨採用国の国債に投資し、安定的かつより優れた毎月の分配金原資の獲得を目的として運用を行います。

※本書において、信用力および流動性が相対的に高いことを意味します(以下同じ)。

信託金の限度額は5,000億円です。

② ファンドの商品分類※は、追加型投信／海外／債券です。

※一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

＜商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
追加型	**海外**	不動産投信
		その他資産
	内外	資産複合

＜属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式				
一般	年１回			
大型株				
中小型株	年２回	グローバル	**ファミリーファンド**	あり
債券		日本		
一般	年４回	北米		
公債		**欧州**		
社債	年６回(隔月)	アジア		
その他債券		オセアニア		
クレジット属性	**年12回(毎月)**	中南米		
不動産投信		アフリカ	ファンド	
その他資産(投資信託証券(債券))	日々	中近東(中東)	・オブ・	**なし**
		エマージング	ファンズ	
資産複合	その他			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜ファンドが該当する商品分類の定義＞

商品分類		定義
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

＜ファンドが該当する属性区分の定義＞

属性区分		定義
投資対象資産	その他資産(投資信託証券(債券))	目論見書または投資信託約款において、株式、債券および不動産投信以外の資産(ファミリーファンド方式による投資信託証券)を通じて、主として債券に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年12回(毎月)	目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

ファンドは、マザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注)ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(https://www.toushin.or.jp)で閲覧できます。

③ ファンドの特色

a 主にユーロ圏の国債に投資します

投資対象はユーロ通貨採用国の最高格付国債です。

b 最高格付の国債を厳選します

原則として債券の中でも信用力の高い国債を厳選して投資します。
国債の中でも、最も信用力の高い最高格付に投資します。

○原則として最高格付※のユーロ通貨採用国の国債に投資し、利金等収益の確保と売買益の獲得を目指します。
※最高格付とは、ユーロ通貨採用国内での最高格付を意味します。各国の格付は信用格付業者等が付与した中での最良の格付を参考とします。

○ユーロ通貨採用国の中で、国債発行残高比率の高い主要国※については、その格付が最高格付でなくなった場合でも、ファンドの流動性と分散の確保を目的として当該国国債に投資することもあります。
※主要国とは2021年４月末日現在でドイツ、フランスが該当します。

○投資対象国債の最低格付は原則としてA格相当とします。

○保有国債の格付が投資対象とする水準から悪化した場合、受益者の利益に適切な注意を払いつつ、当該国債を売却します。

○実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

投資対象のイメージ

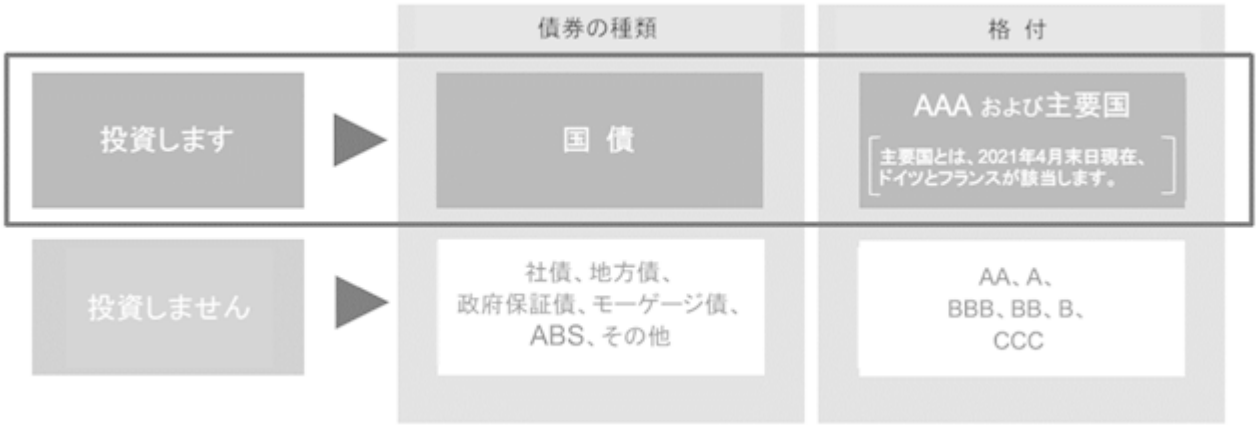

(注)現在の環境下ではＡＡＡ格の国債に投資しますが、国債発行残高比率の高いドイツやフランスが最高格付でなくなった場合でも、流動性等を考慮し、ドイツやフランスに投資することがあります(2021年４月末日現在)。

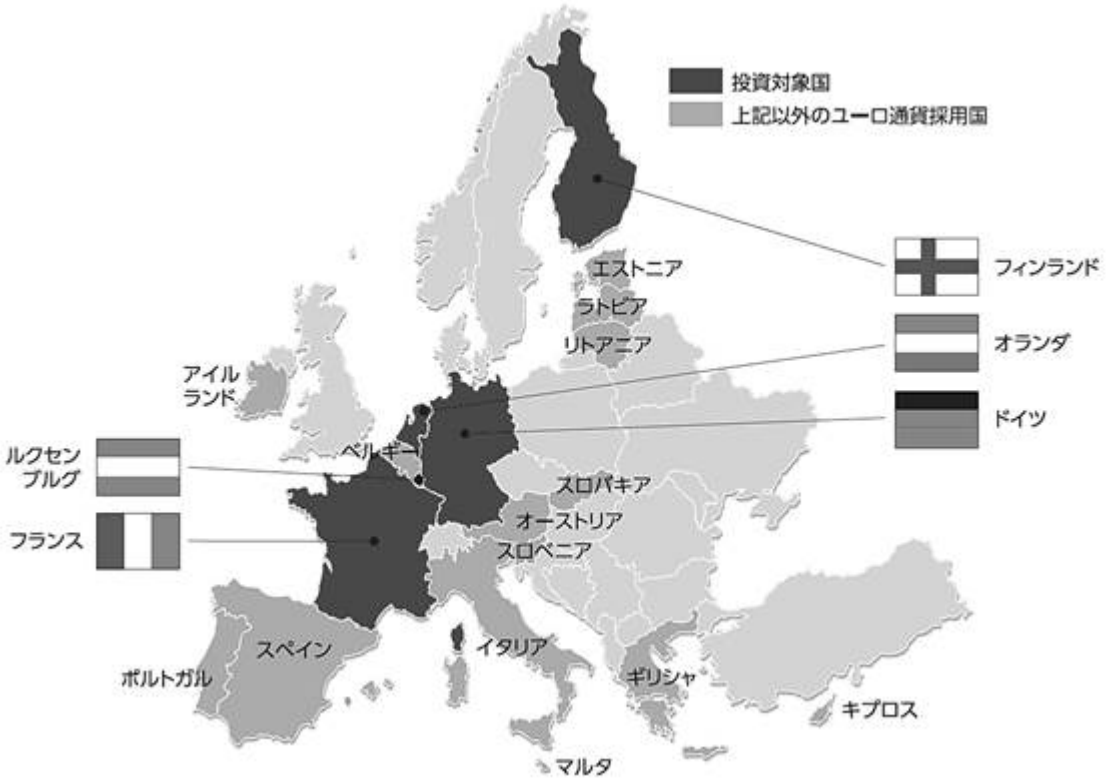

(2021年４月末日現在)

＜マザーファンドの投資プロセス＞

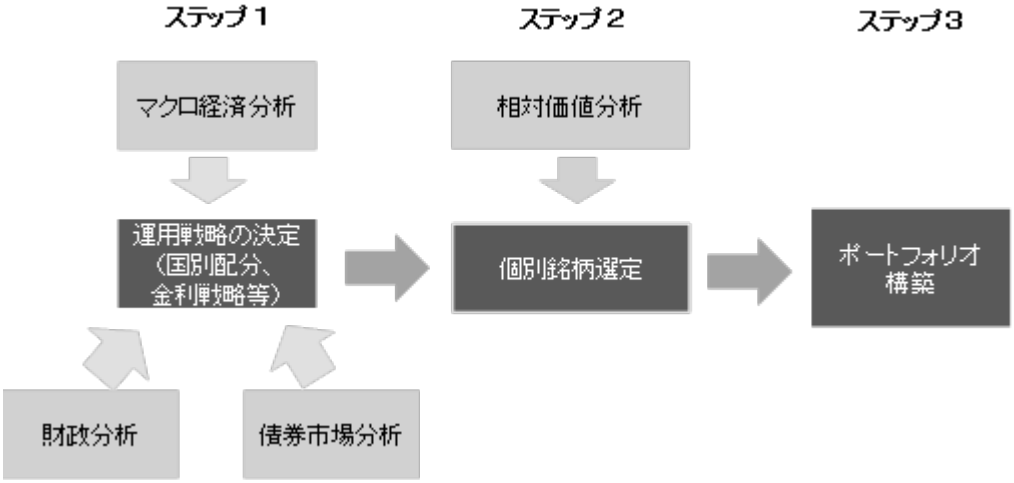

※投資プロセスは、2021年４月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

c　毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。

○毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として収益分配方針に基づき分配を行います。

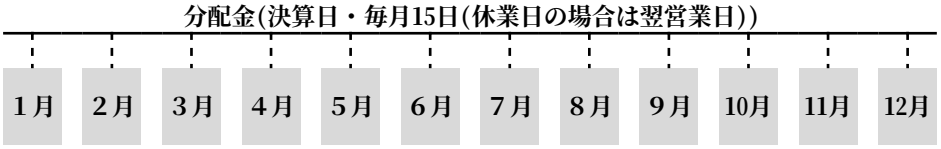

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

［収益分配金に関する留意事項］

○分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

○分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

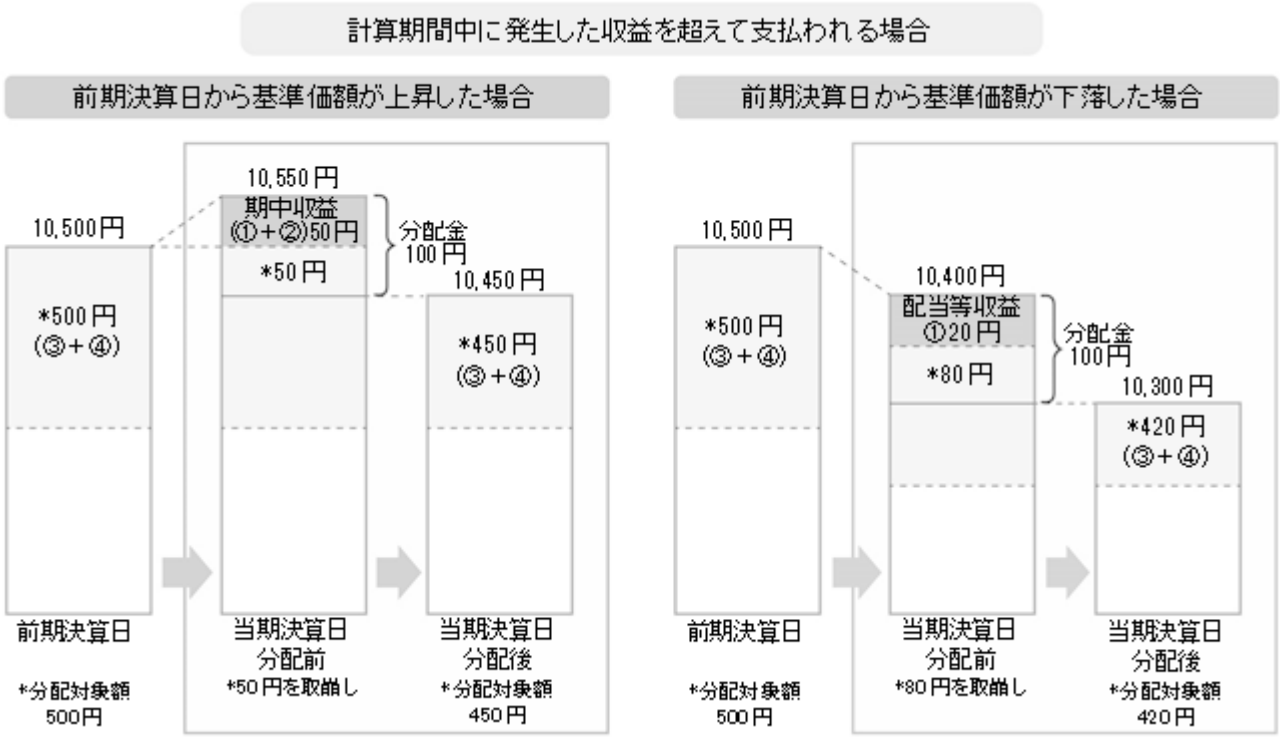

(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

○投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

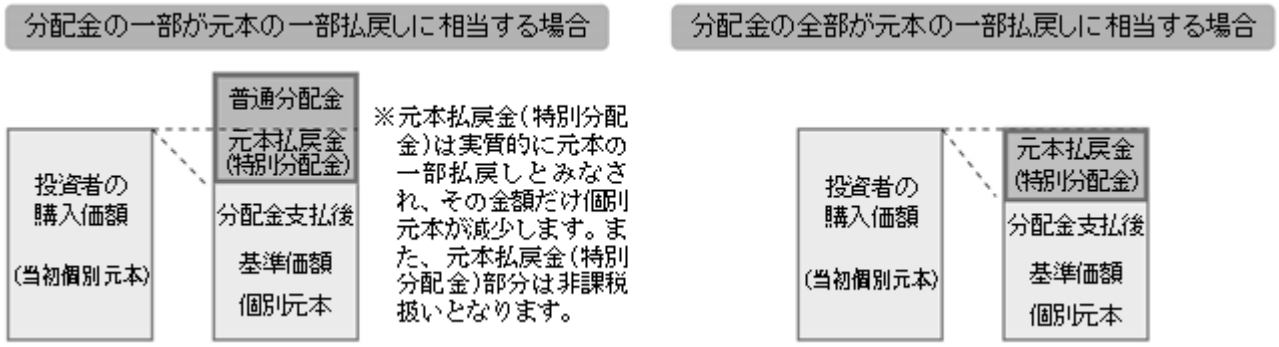

普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。
(注)普通分配金に対する課税については、後掲「４手数料等及び税金　(５)課税上の取扱い」をご参照ください。

※資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

(２)【ファンドの沿革】

2002年９月25日　信託契約締結、ファンドの設定および運用開始
2017年12月16日　投資信託約款の変更により信託期間を変更

(３)【ファンドの仕組み】

①　委託会社およびファンドの関係法人

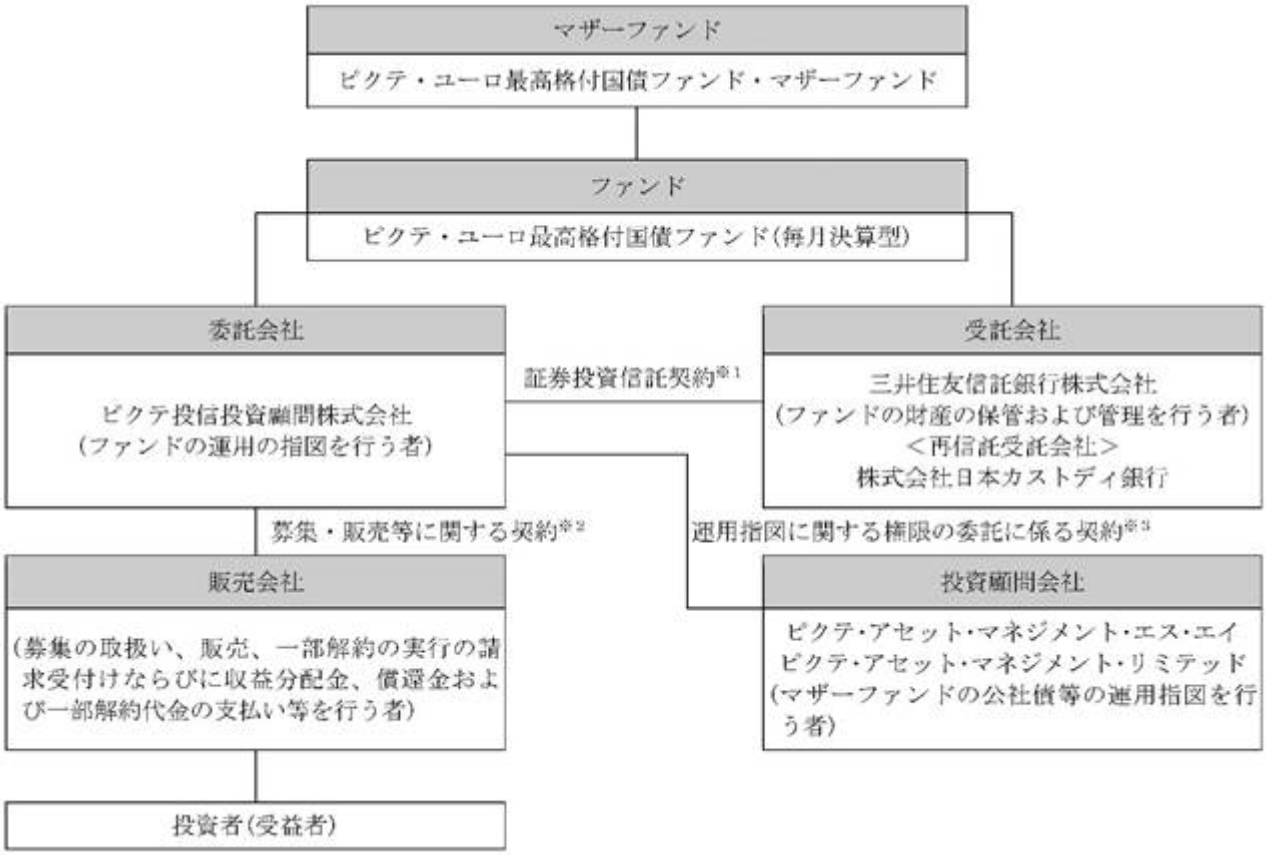

※1　ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。

※2　販売会社が行う募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等について規定されています。

※3　委託会社が委託する運用の指図に係る業務の内容、運用指図に関する権限の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定されています。

○ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象としたファミリーファンド方式で運用を行います。なお、直接公社債等に投資を行う場合があります。

○ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。

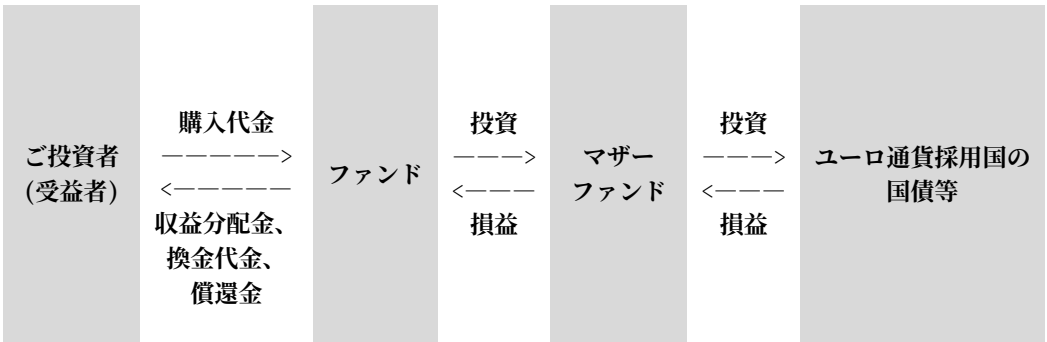

②　委託会社の概況(2021年４月末日現在)

・資本金：２億円

・沿　革：1981年　ピクテ銀行東京駐在員事務所開設

1986年　ピクテジャパン株式会社設立

1987年　投資顧問業の登録、投資一任業務の認可取得

1997年　ピクテ投信投資顧問株式会社に社名変更

1997年　投資信託委託業務の免許取得
2011年　大阪事務所開設
現在に至る

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	所有株式比率
ピクテ・アセット・マネジメント・ホールディング・エス・エイ	スイス連邦　1227　ジュネーブ　カルージュ　アカシア通り60	普通株式　800株 A種優先株式　763株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

ファンドは、質の高いユーロ通貨採用国の国債に投資し、安定的かつより優れた毎月の分配金原資の獲得を目的として運用を行います。

② 投資態度

ａ　マザーファンド受益証券への投資を通じて、原則として最高格付※のユーロ通貨採用国の国債に投資し、利金等収益の確保と売買益の獲得を目指します。

※最高格付とは、ユーロ通貨採用国内での最高格付を意味します。各国の格付は信用格付業者等が付与した中での最良の格付を参考とします。

ｂ　ユーロ通貨採用国の中で、国債発行残高比率の高い主要国については、その格付が最高格付でなくなった場合でも、ファンドの流動性と分散の確保を目的として当該国国債に投資することもあります。

ｃ　実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ｄ　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

＜マザーファンドの投資態度＞

ａ　原則として最高格付※のユーロ通貨採用国の国債に投資し、利金等収益の確保と売買益の獲得を目指します。

※最高格付とは、ユーロ通貨採用国内での最高格付を意味します。各国の格付は信用格付業者等が付与した中での最良の格付を参考とします。

ｂ　ユーロ通貨採用国の中で、国債発行残高比率の高い主要国については、その格付が最高格付でなくなった場合でも、ファンドの流動性と分散の確保を目的として当該国国債に投資することもあります。

ｃ　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ｄ　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

ａ　次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。)

(ａ)有価証券

(ｂ)デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第28条、第29条および第30条に定めるものに限ります。)

(ｃ)金銭債権((ａ)、(ｂ)および(ｄ)に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)

(ｄ)約束手形((ａ)に掲げるものに該当するものを除きます。)

ｂ　次に掲げる特定資産以外の資産

(ａ)為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、ピクテ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

ａ　転換社債の転換ならびに新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券

ｂ　国債証券

ｃ　地方債証券

ｄ　特別の法律により法人の発行する債券

ｅ　社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

ｆ　特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。)

ｇ　コマーシャル・ペーパー

ｈ　外国または外国の者の発行する証券または証書で、ａからｇまでの証券または証書の性質を有するもの

ｉ　投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。)

ｊ　投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。)

ｋ　外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。)

ｌ　オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)

ｍ　預託証書(金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。)

ｎ　外国法人が発行する譲渡性預金証書

ｏ　指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

ｐ　抵当証券(金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。)

ｑ　貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

ｒ　外国の者に対する権利でｑの有価証券の性質を有するもの

なお、ａの証券または証書、ｈならびにｍの証券または証書のうちａの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、ｂからｆまでの証券およびｈならびにｍの証券または証書のうちｂからｆまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、ｉおよびｊの証券を以下「投資信託証券」といいます。

③　金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

ａ　預金

ｂ　指定金銭信託(金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

ｃ　コール・ローン

ｄ　手形割引市場において売買される手形

ｅ　貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

ｆ　外国の者に対する権利でｅの権利の性質を有するもの

④　②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、③のａからｄまでに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤　その他

ａ　委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ　委託会社は、わが国の金融商品取引所(金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における有価証券先物取引(金融

商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ)。

c　委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

d　委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

e　委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

f　委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

g　委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

h　委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。信託財産の一部解約等の事由により、売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

i　委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。信託財産の一部解約等の事由により、借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

j　委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

k　委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。

（3）【運用体制】

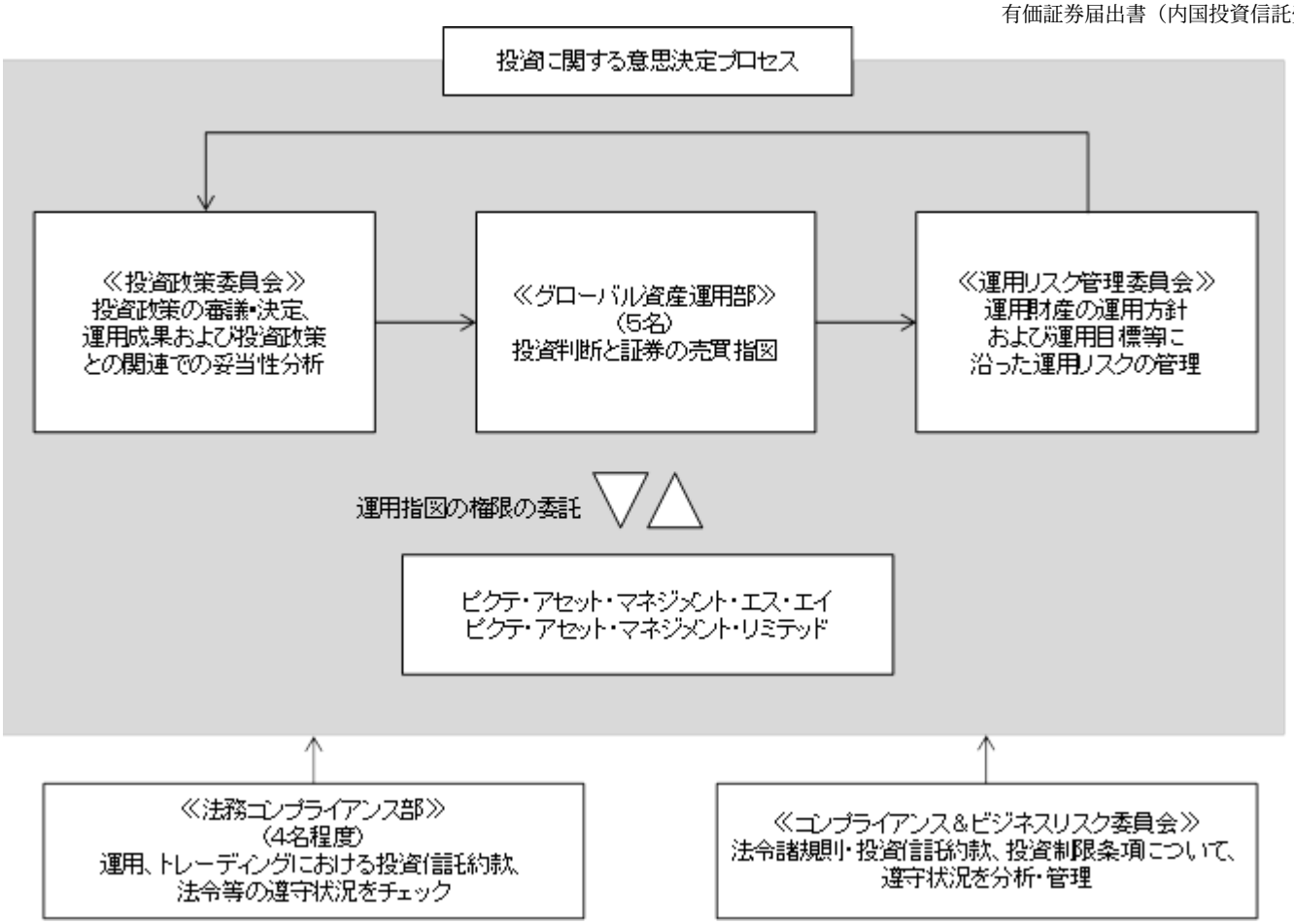

・マザーファンドの運用にあたっては、公社債等の運用指図に関する権限を「ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ」および「ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド」へ委託します。
・投資政策委員会において、投資政策が審議・決定されます。
・モニタリングに関しては、法務コンプライアンス部(４名程度)において、運用・トレーディングの状況、資産の組入れの状況ならびに投資信託約款、投資ガイドラインおよび法令等の遵守状況がチェックされます。また、コンプライアンス＆ビジネスリスク委員会において、法令諸規則、投資信託約款および投資制限条項について、その遵守状況が分析・管理されます。運用リスク管理委員会において、運用財産の運用方針および運用目標等に沿って運用リスクの管理が行われます。投資政策委員会においては、前記のほか、運用の成果および投資政策との関連での妥当性が分析されます。これらのモニタリングの結果、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。
・委託会社においては、運用方針に関する社内規則、運用担当者に関する社内規則およびトレーディングに関する社内規則などのほか、インサイダー取引防止に関する規則等を定め、運用が行われております。
・運用の委託先に対しては、適宜運用状況の報告を求め、また法務コンプライアンス部、コンプライアンス＆ビジネスリスク委員会および投資政策委員会において、運用のガイドライン等に基づいた運用がなされているかを確認します。
・受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。

※運用体制は、2021年４月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

（４）【分配方針】

① 毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

ａ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

ｂ 収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

ｃ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

ａ 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

ｂ 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

④ ファンドの決算日

毎月15日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

⑤ 収益分配金のお支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。

時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

① 株式への実質投資割合(投資信託約款)

転換社債を転換ならびに新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

② 投資する株式の範囲(投資信託約款)

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③ 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合(投資信託約款)

信託財産の純資産総額の５%以内とします。

④ 同一銘柄の株式への実質投資割合(投資信託約款)

取得時において信託財産の純資産総額の５%以内とします。

⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合(投資信託約款)

信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥ 外貨建資産への実質投資割合(投資信託約款)

制限を設けません。

⑦ デリバティブの利用(投資信託約款)

ヘッジ目的に限定しません。

⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑨ 信用取引の指図範囲(投資信託約款)

信用取引による株券の売付に係る建玉の時価総額は信託財産の純資産総額の範囲内とします。

⑩　スワップ取引の運用指図(投資信託約款)

スワップ取引の契約期限は、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

⑪　金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(投資信託約款)

金利先渡取引および為替先渡取引の決済日は、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

⑫　デリバティブ取引に係る投資制限(投資信託約款)

デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいいます。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑬　有価証券の貸付の指図および範囲(投資信託約款)

ａ　株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%以内とします。

ｂ　公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%以内とします。

⑭　公社債の空売りの指図範囲(投資信託約款)

信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債の売付に係る公社債の時価総額は信託財産の純資産総額の範囲内とします。

⑮　公社債の借入れ(投資信託約款)

借入れに係る公社債の時価総額は信託財産の純資産総額の範囲内とします。

⑯　特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(投資信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑰　資金の借入れ(投資信託約款)

ａ　委託会社は、借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ｃ　収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑱　同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第９条)

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

ファンドの投資に当たりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスク等に十分ご留意ください。

ファンドは、実質的に公社債等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、収益や投資利回り等も未確定です。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

①　基準価額の変動要因

ａ　公社債投資リスク(金利変動リスク、信用リスク)

・ファンドは、実質的に公社債に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動の影響を受けます。

・金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が低下した場合には、公社債の価格は上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には、公社債の価格は下落する傾向があります。

・信用リスクとは、公社債の発行体の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)、または債務不履行に陥ると予想される場合に公社債の価格が下落するリスクをいいます。

ｂ　為替変動リスク

・ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。

・円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。

ｃ　有価証券先物取引等に伴うリスク

・ファンドは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。

ｄ　流動性リスク

・市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

ｅ　解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

・解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却(先物取引等については反対売買)しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

②　その他の留意点

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

・ロンドン証券取引所またはジュネーブの銀行の休業日においては、取得申込みおよび解約請求はできません。

・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび解約請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みおよび解約請求の受付けを取消すことがあります。その場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

・ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し償還される場合があります。

ファンドの取得申込者には、慎重な投資を行うためにファンドの投資目的およびリスク等を認識することが求められます。

(２)リスクの管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下のとおりです。

○ファンドの運用におけるリスクの評価・分析(パフォーマンスの考査を含みます。)および資産の組入れの状況等ならびに投資信託約款、投資ガイドライン、法令諸規則の遵守状況および運用・トレーディングの状況等のモニタリングは、運用部署とは異なる部署で行います。

○モニタリングの結果は、上記部署により定期的に運用リスク管理委員会またはコンプライアンス＆ビジネスリスク委員会へ報告されると共に、必要に応じて経営陣へも報告されます。また、問題点等が認識された場合は、すみやかに運用部署その他関連部署へ改善の指示または提案等を行います。

＜リスクの管理体制図＞

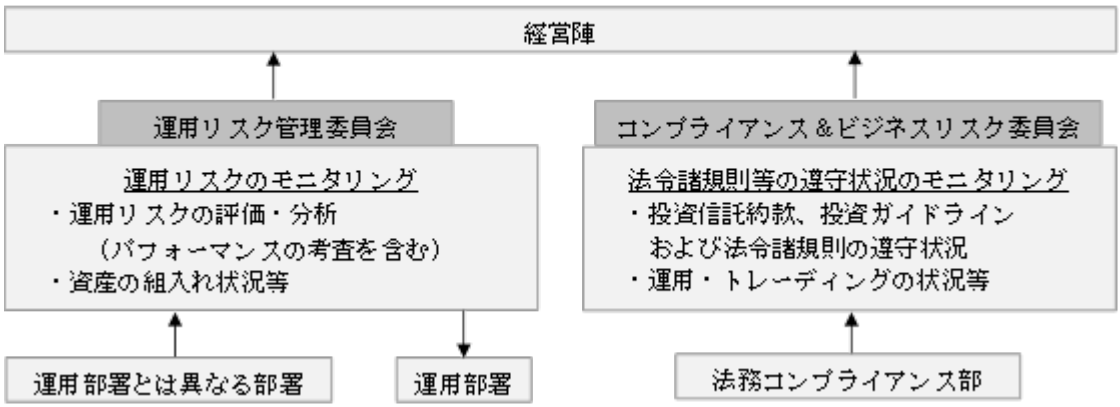

※リスクの管理体制は、2021年４月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率
および分配金再投資基準価額の推移

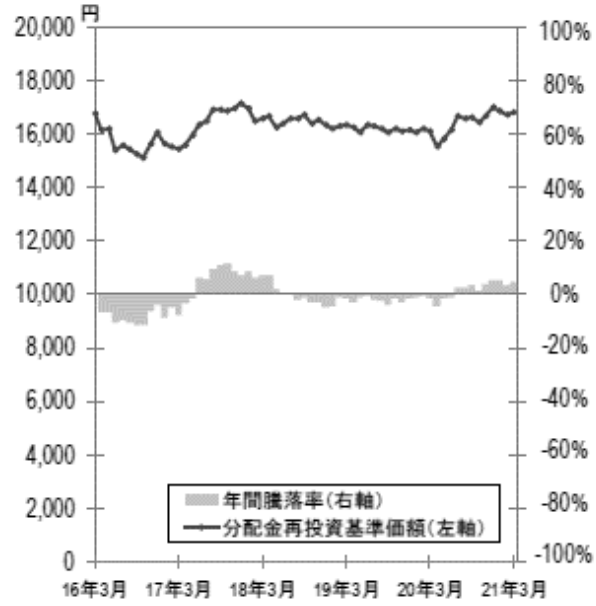

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較※
（2016年4月～2021年3月）

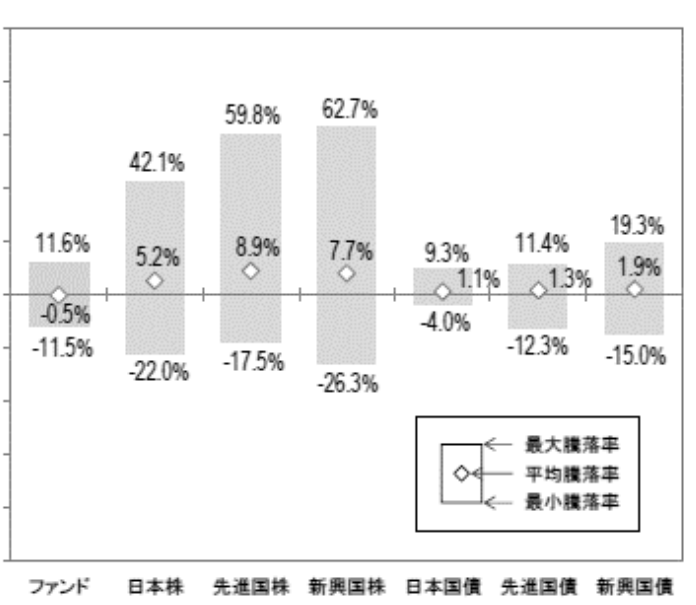

上記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

（注）「分配金再投資基準価額」とは、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なります。

※2016年4月～2021年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小をファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。各資産クラスについては以下の指数に基づき計算しております。

＜各資産クラスの指数＞

日　本　株　東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先 進 国 株　MSCI コクサイ指数(税引前配当込み、円換算)
新 興 国 株　MSCI エマージング・マーケット指数(税引前配当込み、円換算)
日 本 国 債　NOMURA-BPI 国債
先 進 国 債　FTSE 世界国債指数(除く日本、円換算)
新 興 国 債　JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド(円換算)

（海外の指数は、為替ヘッジをしない投資を想定して、ドルベースの各指数を委託会社が円換算しております。）

――― 上記各指数について ―――

■東証株価指数(TOPIX)(配当込み):東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とし、浮動株ベースの時価総額加重型で算出された指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)に帰属します。東証は、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。東証は同指数の算出もしくは公表方法の変更、同指数の算出もしくは公表の停止または同指数の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。 ■MSCI コクサイ指数(税引前配当込み):MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべて MSCI Inc.に帰属します。 ■MSCI エマージング・マーケット指数(税引前配当込み):MSCI エマージング・マーケット指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべて MSCI Inc.に帰属します。 ■NOMURA-BPI 国債:NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また同社は同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果に関して一切責任を負いません。 ■FTSE 世界国債指数(除く日本):FTSE 世界国債指数(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券指数です。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。 ■JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド:JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイドは、J.P.Morgan Securities LLC が算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的な指数です。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。同指数の著作権は J.P.Morgan Securities LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

2.2%(税抜2.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を発行価格に乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にてご確認ください。

申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

※償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は、取得申込みの際に販売会社の定める日までに販売会社へ支払うものとします。
申込手数料は、投資信託を購入する際の商品等の説明や事務手続等の対価として、販売会社に支払う手数料です。

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.265%(税抜1.15%)の率を乗じて得た額とし、その配分は次のとおりとします。
＜信託報酬の配分(税抜)および役務の内容＞

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.5%	年率0.6%	年率0.05%
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、各種情報提供等、基準価額の算出等	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

上記の信託報酬は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。
信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支払いのときに信託財産中から支払います。
なお、委託会社の信託報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託に係る投資顧問会社への報酬が含まれています。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。
信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、投資信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用)、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。委託会社は、係る諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.055%(税抜0.05%)相当を上限とした額を、係る諸費用の合計額とみなして、ファンドより受領します。
ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、随時係る諸費用の年率を見直し、前記の額を上限としてこれを変更することができます。また、当該諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上され、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。
ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)が、そのつど信託財産から支払われます。
ファンドにおいて資金借入れを行った場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時における差益(法人の受益者の場合は、個別元本超過額)が課税の対象となります。
なお、収益分配金のうちの元本払戻金(特別分配金)は課税されません。
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

＜収益分配金の課税＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱い(配当所得)となる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、

① 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

＜イメージ図＞

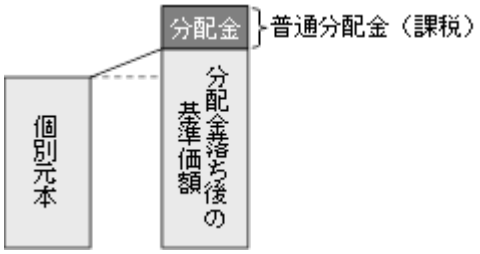

② 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

③ なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜イメージ図＞

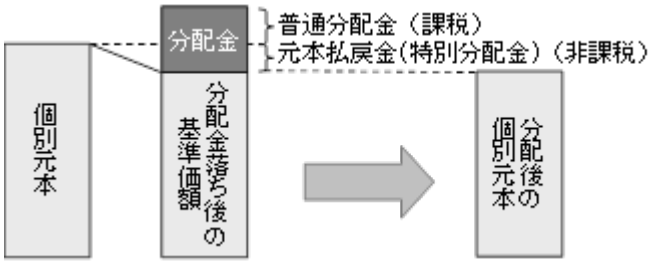

＜個別元本について＞

① 個別元本とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ ただし、保護預かりでない受益証券および記名式受益証券については受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

④ 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります(元本払戻金(特別分配金)については、前記の「収益分配金の課税」を参照ください)。

＜解約時および償還時の課税＞

個人の受益者の場合、解約時および償還時における差益が課税対象(譲渡所得とみなされます。)となります。

法人の受益者の場合、解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

＜個人の受益者に対する課税＞

① 収益分配金のうち課税扱い(配当所得)となる普通分配金における源泉徴収の税率は、以下のとおりとなります(原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行うことにより申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます)。

② 解約時および償還時における差益(譲渡所得とみなして課税されます。)に係る税率は、以下のとおりとなります(特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります)。

期間	税率
2014年１月１日から 2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）
2038年１月１日以降	20%（所得税15%および地方税５%）

＜法人の受益者に対する課税＞

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収され法人の受取額となります(地方税の源泉徴収はありません)。なお、ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
2014年１月１日から 2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）
2038年１月１日以降	15%（所得税15%）

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ(ニーサ)」について

ＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2021年４月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

以下の運用状況は2021年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドまたはマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド（毎月決算型）

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	162,808,750	99.56
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	713,935	0.44
合計(純資産総額)		163,522,685	100.00

（参考）ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンド

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	ドイツ	6,205,288,892	66.92
	オランダ	2,837,120,374	30.60
	小計	9,042,409,266	97.52
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	230,342,211	2.48
合計(純資産総額)		9,272,751,477	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド（毎月決算型）

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンド	76,314,217	2.1488	163,983,989	2.1334	162,808,750	99.56

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.56
合計	99.56

（参考）ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
1	ドイツ	国債証券	6.5% DEUTSCHLAND	17,400,000	19,472.59	3,388,231,704	18,863.83	3,282,307,116	6.500	2027/7/4	35.40
2	ドイツ	国債証券	4.75% DEUTSCHLAND	11,800,000	26,149.50	3,085,641,944	24,771.03	2,922,981,776	4.750	2040/7/4	31.52
3	オランダ	国債証券	7.5% NETHERLANDS GOVT	14,000,000	15,482.54	2,167,556,160	14,904.93	2,086,690,760	7.500	2023/1/15	22.50
4	オランダ	国債証券	3.75% NETHERLANDS GOVERN	3,350,000	24,006.24	804,209,259	22,400.88	750,429,614	3.750	2042/1/15	8.09

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.52
合計	97.52

②【投資不動産物件】

ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド（毎月決算型）

該当事項はありません。

（参考）ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド（毎月決算型）

該当事項はありません。

（参考）ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド（毎月決算型）

2021年3月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記特定期間末日の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第18特定期間末　(2011年 9月15日)	2,424	2,457	8,907	9,027
第19特定期間末　(2012年 3月15日)	1,059	1,069	8,501	8,581
第20特定期間末　(2012年 9月18日)	706	713	7,734	7,814
第21特定期間末　(2013年 3月15日)	533	538	8,978	9,058
第22特定期間末　(2013年 9月17日)	460	464	8,782	8,862
第23特定期間末　(2014年 3月17日)	444	448	9,127	9,207
第24特定期間末　(2014年 9月16日)	454	459	8,835	8,915
第25特定期間末　(2015年 3月16日)	457	461	8,188	8,268
第26特定期間末　(2015年 9月15日)	387	388	8,264	8,289
第27特定期間末　(2016年 3月15日)	344	346	7,711	7,736
第28特定期間末　(2016年 9月15日)	276	277	7,031	7,056
第29特定期間末　(2017年 3月15日)	243	244	7,092	7,102
第30特定期間末　(2017年 9月15日)	244	244	7,560	7,570
第31特定期間末　(2018年 3月15日)	225	225	7,391	7,401
第32特定期間末　(2018年 9月18日)	208	208	7,353	7,363
第33特定期間末　(2019年 3月15日)	201	201	7,207	7,217
第34特定期間末　(2019年 9月17日)	186	187	6,992	7,002
第35特定期間末　(2020年 3月16日)	171	171	6,988	6,998
第36特定期間末　(2020年 9月15日)	172	172	7,200	7,202
第37特定期間末　(2021年 3月15日)	164	164	7,282	7,284
2020年 3月末日	170	—	6,945	—
4月末日	164	—	6,700	—
5月末日	167	—	6,817	—
6月末日	170	—	6,964	—
7月末日	175	—	7,182	—
8月末日	171	—	7,150	—
9月末日	170	—	7,155	—
10月末日	168	—	7,085	—
11月末日	170	—	7,175	—
12月末日	168	—	7,309	—
2021年 1月末日	164	—	7,248	—
2月末日	163	—	7,195	—
3月末日	163	—	7,226	—

（注）純資産総額は百万円未満切捨て。分配付きは、各期間末に行われた分配の額を加算しております。

②【分配の推移】

ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド（毎月決算型）

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第18特定期間	2011年 3月16日～2011年 9月15日	700円
第19特定期間	2011年 9月16日～2012年 3月15日	600円
第20特定期間	2012年 3月16日～2012年 9月18日	480円
第21特定期間	2012年 9月19日～2013年 3月15日	480円
第22特定期間	2013年 3月16日～2013年 9月17日	480円
第23特定期間	2013年 9月18日～2014年 3月17日	480円
第24特定期間	2014年 3月18日～2014年 9月16日	480円
第25特定期間	2014年 9月17日～2015年 3月16日	480円
第26特定期間	2015年 3月17日～2015年 9月15日	205円
第27特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	150円
第28特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	150円
第29特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	75円
第30特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	60円
第31特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	60円
第32特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	60円
第33特定期間	2018年 9月19日～2019年 3月15日	60円
第34特定期間	2019年 3月16日～2019年 9月17日	60円
第35特定期間	2019年 9月18日～2020年 3月16日	60円
第36特定期間	2020年 3月17日～2020年 9月15日	20円
第37特定期間	2020年 9月16日～2021年 3月15日	12円

③【収益率の推移】

ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド（毎月決算型）

期	期間	収益率（%）
第18特定期間	2011年 3月16日～2011年 9月15日	△0.84
第19特定期間	2011年 9月16日～2012年 3月15日	2.18
第20特定期間	2012年 3月16日～2012年 9月18日	△3.38
第21特定期間	2012年 9月19日～2013年 3月15日	22.29
第22特定期間	2013年 3月16日～2013年 9月17日	3.16
第23特定期間	2013年 9月18日～2014年 3月17日	9.39
第24特定期間	2014年 3月18日～2014年 9月16日	2.06
第25特定期間	2014年 9月17日～2015年 3月16日	△1.89
第26特定期間	2015年 3月17日～2015年 9月15日	3.43
第27特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	△4.88
第28特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	△6.87
第29特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	1.93
第30特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	7.45
第31特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	△1.44
第32特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	0.30
第33特定期間	2018年 9月19日～2019年 3月15日	△1.17
第34特定期間	2019年 3月16日～2019年 9月17日	△2.15
第35特定期間	2019年 9月18日～2020年 3月16日	0.80

第36特定期間	2020年 3月17日～2020年 9月15日	3.32
第37特定期間	2020年 9月16日～2021年 3月15日	1.31

（注）収益率の計算方法：（特定期間末の基準価額（当該期間の分配金を加算した額）－前特定期間末の基準価額（分配落ち））÷前特定期間末の基準価額（分配落ち）×100

（４）【設定及び解約の実績】

ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド（毎月決算型）

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第18特定期間	2,642,430,023	381,946,145
第19特定期間	144,863,946	1,620,825,311
第20特定期間	18,601,585	351,530,497
第21特定期間	15,619,490	334,537,519
第22特定期間	18,126,362	87,869,185
第23特定期間	35,886,892	73,627,885
第24特定期間	49,997,296	21,755,788
第25特定期間	106,578,162	63,216,450
第26特定期間	46,548,263	136,016,357
第27特定期間	32,817,317	54,419,773
第28特定期間	3,550,197	57,276,373
第29特定期間	1,811,770	51,706,678
第30特定期間	18,466,283	38,832,109
第31特定期間	1,129,563	19,233,971
第32特定期間	4,403,901	25,744,093
第33特定期間	2,354,603	6,736,869
第34特定期間	1,727,344	14,046,081
第35特定期間	2,337,389	24,596,945
第36特定期間	1,953,189	7,241,993
第37特定期間	3,281,674	16,582,165

＜参考情報：運用実績＞　(2021年３月31日現在)

基準価額･純資産の推移

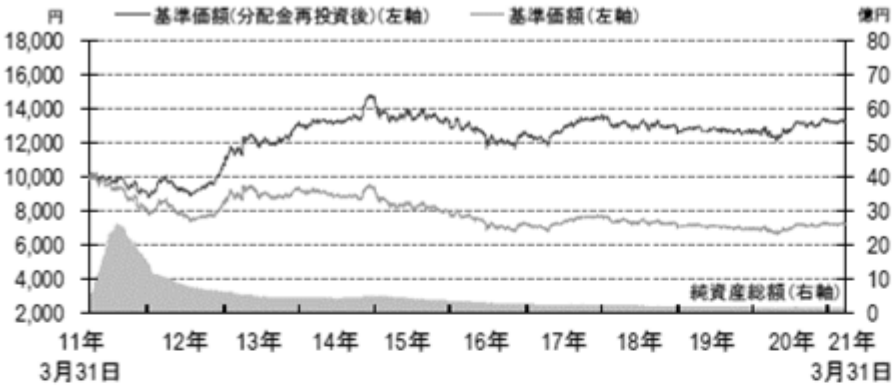

※基準価額および基準価額(分配金再投資後)は、１万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後です。
※基準価額(分配金再投資後)は、上記期間中において、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。

分配の推移

(１万口当たり、税引前)

決算期		分配金
第1期～第217期(計)		7,846 円
第218期	20年11月	2 円
第219期	20年12月	2 円
第220期	21年 1月	2 円
第221期	21年 2月	2 円
第222期	21年 3月	2 円
直近１年間	累計	32 円
設定来	累計	7,856 円

主要な資産の状況

ファンドの主要投資対象であるピクテ･ユーロ最高格付国債ファンド･マザーファンドの状況です。

■ 組入上位 10 銘柄

	組入国債	クーポン	償還日	構成比
1	ドイツ連邦債	6.500%	2027.07.04	35.2%
2	ドイツ連邦債	4.750%	2040.07.04	31.4%
3	オランダ国債	7.500%	2023.01.15	22.4%
4	オランダ国債	3.750%	2042.01.15	8.1%
5	–	–	--	--
6	–	–	--	--
7	–	–	--	--
8	–	–	--	--
9	–	–	--	--
10	–	–	--	--

■ 国別構成比

	国名	構成比
1	ドイツ	66.6%
2	オランダ	30.5%

※構成比は実質比率(マザーファンドの組入比率×マザーファンドの当該資産の組入比率)を表示しています。

年間収益率の推移

※税引前分配金を再投資したものとして計算しています。2021年は3月31日までの騰落率を表示しています。ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
最新の運用実績は委託会社のホームページ等で確認することができます。

第２【管理及び運営】

１【申込(販売)手続等】

＜申込手続き＞

・ファンドの受益権の取得申込みは、原則として申込期間における毎営業日受付けます。ただし、ロンドン証券取引所またはジュネーブの銀行の休業日においては、取得申込みの受付けは行いません(別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受付けるものとします)。

・取得申込みの受付けは原則として午後３時までとします(取得申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします)。これら受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。

・取得申込みに際しては、販売会社所定の方法で申込みください。

・収益分配金の受取方法により、取得申込みには次の２コース(販売会社によっては異なる名称が使用される場合があります。)があります。

一般コース	：収益分配金を受取るコース
自動けいぞく投資コース	：収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

・取得申込みを行う投資者は、取得申込みをする際に「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、いずれかのコースを選択するものとします。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。なお、申込済みのコースの変更を行うことは原則としてできません。

・「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約※」を締結していただきます。

・販売会社によっては「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を定期的に受取るための「定期引出契約※」を締結することができる場合があります。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

・取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことがあります。

＜申込単位＞

・販売会社が定める１円または１口(当初元本１口=１円)の整数倍の単位とします。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。
詳しくは、販売会社にてご確認ください。

・自動購入サービス契約※を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にて申込みいただく場合があります。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

＜申込価額＞

・取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

＜申込手数料＞

・2.2%(税抜2.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を申込価額に乗じて得た額とします(申込手数料には、消費税等相当額が加算されます)。

※詳しくは、販売会社にてご確認ください。

＜払込期日、払込取扱場所＞

・申込代金は、取得申込みを行った販売会社の定める日までに当該販売会社へお支払いください。

2【換金(解約)手続等】

＜換金手続き(解約請求)＞

・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める１口の整数倍の単位をもって解約の実行を請求することができます。なお、販売会社へのお申込みにあたっては１円の整数倍の単位でお申込みできる場合があります。詳しくは、販売会社にてご確認ください。ただし、ロンドン証券取引所またはジュネーブの銀行の休業日においては、解約請求の受付けは行いません。

・解約請求の受付けは原則として午後３時までとします(解約請求の受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の請求分とします)。これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。

・解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方におかれましては、解約請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付けを取消すことがあります。解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

＜解約価額＞

・解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額については、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社　電話番号03-3212-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで)　ホームページおよび携帯サイトhttps://www.pictet.co.jp)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「ユロ債毎」)。

＜解約手数料＞

・ありません。

＜信託財産留保額＞

・ありません。

＜解約代金のお支払い＞

・解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して５営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。

＜大口解約の制限＞

・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①　基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価※して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。なお、便宜上、基準価額は１万口当たりに換算した価額で表示しています。

※ファンドの主要投資対象であるマザーファンド受益証券については、計算日の基準価額で評価します。
マザーファンドの主要投資対象である国債証券は、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しません。)または価格情報会社の提供する価額等で評価します。また、先物取引・オプション取引については、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によって評価します。

②　基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

③　基準価額の照会方法

基準価額は、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社　電話番号03-3212-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで)　ホームページおよび携帯サイトhttps://www.pictet.co.jp)または販売会社に問い合わせるこ

とにより知ることができます。また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「ユロ債毎」)。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、2002年９月25日(当初設定日)から2022年１月14日までです。
ただし、後記の「(５)その他　①ファンドの償還条件等」に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。
なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日から2002年10月15日までとします。
なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①　ファンドの償還条件等

ａ　委託会社は、信託期間終了前に、ファンドの信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、ファンドを償還させることができます。

ｂ　委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

ｃ　委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、ファンドは監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

ｄ　受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は投資信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　投資信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

③　ファンドの償還等に関する開示方法

ファンドの償還または投資信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、委託会社はあらかじめこれを公告し、かつファンドに係る知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。この公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。この公告は日本経済新聞に掲載します。

④　異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの償還または投資信託約款の変更について重大な内容の変更を行おうとする場合、一定の期間(１ヵ月以上)内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対

し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、このファンドの償還または投資信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または投資信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をファンドに係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。この公告は日本経済新聞に掲載します。

⑤　運用報告書の作成

ａ　委託会社は、毎年３月、９月の決算時および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第４項に定める運用報告書をいいます。)を作成し、かつファンドに係る知れている受益者に交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

ｂ　委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書をいいます。)を作成し、委託会社のホームページ(https://www.pictet.co.jp)に掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑥　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦　関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、期間満了３ヵ月前までに両者いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に１年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

委託会社と投資顧問会社との間で締結された運用指図に関する権限の委託は、発効日から有効に存続し、両者のいずれかが契約終了日の３ヵ月以上前までに書面により契約終了の通知を行った場合、終了することができます。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(１)収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(２)償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して５営業日目までの日)から受益者に支払われます。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(３)受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を、委託会社に請求する権利を有します。

一部解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して５営業日目から支払われます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）ファンドの計算期間は６か月未満であるため、財務諸表は６か月毎に作成しております。

（３）ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当特定期間（2020年 9月16日から2021年 3月15日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】
ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド（毎月決算型）
(１)【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 ［2020年 9月15日現在］	当期 ［2021年 3月15日現在］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,067,208	1,004,852
親投資信託受益証券	171,663,713	163,983,989
流動資産合計	172,730,921	164,988,841
資産合計	172,730,921	164,988,841
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	47,917	45,257
未払受託者報酬	7,536	6,903
未払委託者報酬	165,818	151,849
未払利息	2	2
その他未払費用	7,530	6,900
流動負債合計	228,803	210,911
負債合計	228,803	210,911
純資産の部		
元本等		
元本	239,585,992	226,285,501
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△67,083,874	△61,507,571
（分配準備積立金）	15,295,921	16,332,191
元本等合計	172,502,118	164,777,930
純資産合計	172,502,118	164,777,930
負債純資産合計	172,730,921	164,988,841

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2020年 3月17日 至　2020年 9月15日	当期 自　2020年 9月16日 至　2021年 3月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	6,808,254	3,290,276
営業収益合計	6,808,254	3,290,276
営業費用		
支払利息	368	332
受託者報酬	46,730	45,724
委託者報酬	1,028,048	1,005,780
その他費用	46,698	45,690
営業費用合計	1,121,844	1,097,526
営業利益又は営業損失（△）	5,686,410	2,192,750
経常利益又は経常損失（△）	5,686,410	2,192,750
当期純利益又は当期純損失（△）	5,686,410	2,192,750
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	92,036	32,683
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△73,767,220	△67,083,874
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,174,985	4,617,117
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,174,985	4,617,117
剰余金減少額又は欠損金増加額	597,916	923,153
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	597,916	923,153
分配金	488,097	277,728
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△67,083,874	△61,507,571

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 2020年 9月15日現在	当期 2021年 3月15日現在
１．　元本の推移		
期首元本額	244,874,796円	239,585,992円
期中追加設定元本額	1,953,189円	3,281,674円
期中一部解約元本額	7,241,993円	16,582,165円
２．　受益権の総数	239,585,992口	226,285,501口
３．　元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は67,083,874円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は61,507,571円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2020年 3月17日 至 2020年 9月15日			当期 自 2020年 9月16日 至 2021年 3月15日		
１．主要投資対象である親投資信託受益証券において、信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用			１．主要投資対象である親投資信託受益証券において、信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用		
当該親投資信託受益証券に係る信託財産の純資産総額のうち、当ファンドに対応する部分の年率0.20%以内の額			同左		
２．分配金の計算過程			２．分配金の計算過程		
第211期 （2020年 3月17日から2020年 4月15日まで）			第217期 （2020年 9月16日から2020年10月15日まで）		
費用控除後の配当等収益額	A	368,268円	費用控除後の配当等収益額	A	367,369円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	90,343,971円	収益調整金額	C	87,730,421円
分配準備積立金額	D	13,475,010円	分配準備積立金額	D	15,177,040円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	104,187,249円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	103,274,830円
当ファンドの期末残存口数	F	245,256,137口	当ファンドの期末残存口数	F	237,886,851口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,248.08円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,341.32円
10,000口当たり分配金額	H	10.00円	10,000口当たり分配金額	H	2.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	245,256円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	47,577円
第212期 （2020年 4月16日から2020年 5月15日まで）			第218期 （2020年10月16日から2020年11月16日まで）		
費用控除後の配当等収益額	A	353,302円	費用控除後の配当等収益額	A	381,808円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	90,356,495円
分配準備積立金額	D	13,574,160円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	104,283,957円
当ファンドの期末残存口数	F	245,228,954口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,252.49円
10,000口当たり分配金額	H	2.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	49,045円

第213期
（2020年 5月16日から2020年 6月15日まで）

費用控除後の配当等収益額	A	549,756円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	90,447,241円
分配準備積立金額	D	13,878,140円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	104,875,137円
当ファンドの期末残存口数	F	245,441,634口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,272.89円
10,000口当たり分配金額	H	2.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	49,088円

第214期
（2020年 6月16日から2020年 7月15日まで）

費用控除後の配当等収益額	A	510,607円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	90,091,599円
分配準備積立金額	D	14,301,390円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	104,903,596円
当ファンドの期末残存口数	F	244,427,147口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,291.79円
10,000口当たり分配金額	H	2.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	48,885円

第215期
（2020年 7月16日から2020年 8月17日まで）

費用控除後の配当等収益額	A	591,272円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	88,315,916円
分配準備積立金額	D	14,439,049円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	103,346,237円
当ファンドの期末残存口数	F	239,531,239口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,314.51円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	87,799,739円
分配準備積立金額	D	15,496,659円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	103,678,206円
当ファンドの期末残存口数	F	238,045,749口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,355.36円
10,000口当たり分配金額	H	2.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	47,609円

第219期
（2020年11月17日から2020年12月15日まで）

費用控除後の配当等収益額	A	499,017円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	85,568,628円
分配準備積立金額	D	15,416,558円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	101,484,203円
当ファンドの期末残存口数	F	231,969,079口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,374.89円
10,000口当たり分配金額	H	2.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	46,393円

第220期
（2020年12月16日から2021年 1月15日まで）

費用控除後の配当等収益額	A	355,292円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	83,910,809円
分配準備積立金額	D	15,560,352円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	99,826,453円
当ファンドの期末残存口数	F	227,471,707口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,388.50円
10,000口当たり分配金額	H	2.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	45,494円

第221期
（2021年 1月16日から2021年 2月15日まで）

費用控除後の配当等収益額	A	367,092円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	83,926,768円
分配準備積立金額	D	15,646,775円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	99,940,635円
当ファンドの期末残存口数	F	226,991,821口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,402.81円

10,000口当たり分配金額	H	2.00円	10,000口当たり分配金額	H	2.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	47,906円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	45,398円
第216期 （2020年 8月18日から2020年 9月15日まで）			第222期 （2021年 2月16日から2021年 3月15日まで）		
費用控除後の配当等収益額	A	368,119円	費用控除後の配当等収益額	A	460,160円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	88,346,403円	収益調整金額	C	83,667,138円
分配準備積立金額	D	14,975,719円	分配準備積立金額	D	15,917,288円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	103,690,241円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	100,044,586円
当ファンドの期末残存口数	F	239,585,992口	当ファンドの期末残存口数	F	226,285,501口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,327.88円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,421.14円
10,000口当たり分配金額	H	2.00円	10,000口当たり分配金額	H	2.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	47,917円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	45,257円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2020年 3月17日 至 2020年 9月15日	当期 自 2020年 9月16日 至 2021年 3月15日
1.金融商品に対する取組方針	ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を運用の基本方針を含めた信託約款の規定に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及びそのリスク	ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。保有する有価証券の詳細は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 これら金融商品には、市場リスク（価格変動リスク、金利リスク、為替リスク）、信用リスク、流動性リスク等があります。デリバティブ取引等を行った場合は信託約款に記載した目的で取引を行っております。	同左

３.金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクの管理に係る牽制機能を確保するため、運用リスク管理部門は、運用リスク等に関する状況について、運用リスク管理委員会において定期的に報告を行います。同委員会にはその他の部門からの報告も行われ、運用部門の責任者も交え対応が協議されます。 ・市場リスク 構成銘柄の状況やトラッキングエラー、その他必要に応じて各リスク指標などがチェックされます。 ・信用リスク 平均格付けや格付構成などがチェックされます。 ・流動性リスク 構成銘柄の市場での値付状況等がチェックされます。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	前期 自 2020年 3月17日 至 2020年 9月15日	当期 自 2020年 9月16日 至 2021年 3月15日
１.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	（１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
３.金銭債権の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が１年以内に償還されます。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

前期（2020年 9月15日現在）

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

親投資信託受益証券	△114,058
合計	△114,058

当期（2021年 3月15日現在）

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,923,117
合計	1,923,117

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（一口当たり情報に関する注記）

	前期 （2020年 9月15日現在）	当期 （2021年 3月15日現在）
1口当たり純資産額	0.7200円	0.7282円
（1万口当たり純資産額）	（7,200円）	（7,282円）

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンド	76,314,217	163,983,989	
合計		76,314,217	163,983,989	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

ファンドは、「ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同受益証券です。

なお、同投資信託受益証券の状況は以下の通りです。以下に記載した情報は監査対象外であります。

ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	［2020年 9月15日現在］	［2021年 3月15日現在］
資産の部		
流動資産		
預金	48,152	130,340
コール・ローン	3,249,009	70,258,198
国債証券	9,704,008,429	9,124,937,216
未収入金	5,048,537	-
未収利息	151,315,964	178,067,049
前払費用	-	124,537
差入委託証拠金	39,751,327	-
流動資産合計	9,903,421,418	9,373,517,340
資産合計	9,903,421,418	9,373,517,340
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	237,050	-
未払解約金	4,950,000	6,200,000
未払利息	8	192
その他未払費用	37	309
流動負債合計	5,187,095	6,200,501
負債合計	5,187,095	6,200,501
純資産の部		
元本等		
元本	4,697,452,575	4,359,415,450
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	5,200,781,748	5,007,901,389
元本等合計	9,898,234,323	9,367,316,839
純資産合計	9,898,234,323	9,367,316,839
負債純資産合計	9,903,421,418	9,373,517,340

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、または価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
２.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 先物取引 個別法に基づき、原則として、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。
３.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

	2020年 9月15日現在	2021年 3月15日現在
１． 元本の推移		
期首相当日現在元本額	5,123,636,997円	4,697,452,575円
期中追加設定元本額	6,529,657円	1,319,409円
期中一部解約元本額	432,714,079円	339,356,534円
期末元本額	4,697,452,575円	4,359,415,450円
元本の内訳		
ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド（毎月決算型）	81,469,182円	76,314,217円
ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド（３ヵ月決算型）	264,257,959円	244,403,327円
ピクテ・ユーロ最高格付国債インカム・ファンド（毎月決算型）	3,407,515,774円	3,166,099,369円
ピクテ・ユーロ最高格付国債インカム・ファンド（ＳＭＡ専用）	37,007,065円	22,725,066円
ピクテ・ユーロ・セレクト・インカム（適格機関投資家専用）	907,202,595円	849,873,471円
２． 受益権の総数	4,697,452,575口	4,359,415,450口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

	自 2020年 3月17日 至 2020年 9月15日	自 2020年 9月16日 至 2021年 3月15日
１.金融商品に対する取組方針	ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を運用の基本方針を含めた信託約款の規定に基づき行っております。	同左

2.金融商品の内容及びそのリスク	ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。保有する有価証券の詳細は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 これら金融商品には、市場リスク（価格変動リスク、金利リスク、為替リスク）、信用リスク、流動性リスク等があります。デリバティブ取引等を行った場合は信託約款に記載した目的で取引を行っております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクの管理に係る牽制機能を確保するため、運用リスク管理部門は、運用リスク等に関する状況について、運用リスク管理委員会において定期的に報告を行います。同委員会にはその他の部門からの報告も行われ、運用部門の責任者も交え対応が協議されます。 ・市場リスク 構成銘柄の状況やトラッキングエラー、その他必要に応じて各リスク指標などがチェックされます。 ・信用リスク 平均格付けや格付構成などがチェックされます。 ・流動性リスク 構成銘柄の市場での値付状況等がチェックされます。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	自　2020年 3月17日 至　2020年 9月15日	自　2020年 9月16日 至　2021年 3月15日
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（1）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （2）デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 （3）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品	（1）有価証券 同左 （2）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （3）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品

	短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	同左
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
４.金銭債権の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が１年以内に償還されます。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（2020年 9月15日現在）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△364,811,603
合計	△364,811,603

（2021年 3月15日現在）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△359,998,037
合計	△359,998,037

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

債券関連

（2020年 9月15日現在）

区分	種　類	契約額等（円）	うち1年超	時　価（円）	評価損益（円）

市場取引	債券先物取引				
	売建	27,344,271	－	27,577,682	△233,411
合計		27,344,271	－	27,577,682	△233,411

（注）時価の算定方法

・先物取引

1. 債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。
   原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

（2021年 3月15日現在）

該当事項はありません。

通貨関連

（2020年 9月15日現在）

区分	種　類	契 約 額 等（円）		時　価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	5,116,893	－	5,120,532	△3,639
	ユーロ	5,116,893	－	5,120,532	△3,639
合計		5,116,893	－	5,120,532	△3,639

（注）時価の算定方法

・為替予約取引

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
   （1）予約為替の受渡日（以下、当該日という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
   （2）当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
   ①当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値を元に算出したレートにより評価しております。
   ②当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

（2021年 3月15日現在）

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（一口当たり情報に関する注記）

	（2020年 9月15日現在）	（2021年 3月15日現在）
1口当たり純資産額	2.1071円	2.1488円
（1万口当たり純資産額）	（21,071円）	（21,488円）

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

附属明細表

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ユーロ	3.75% NETHERLANDS GOVERN 42/01/15	3,350,000.00	5,851,445.00	
		4.75% DEUTSCHLAND 40/07/04	11,800,000.00	22,691,400.00	
		6.5% DEUTSCHLAND 27/07/04	17,400,000.00	25,337,880.00	
		7.5% NETHERLANDS GOVT 23/01/15	14,000,000.00	16,128,000.00	
	ユーロ 小計		46,550,000.00	70,008,725.00 (9,124,937,216)	
合計				9,124,937,216 (9,124,937,216)	

（注）

1. 各通貨毎の小計欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における（　）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算の合計額であり内数で表示してあります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計額に 対する比率
ユーロ	国債証券　4銘柄	100.0%	100.0%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2021年 3月31日現在です。

【純資産額計算書】

ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド（毎月決算型）

Ⅰ　資産総額	163,617,473 円
Ⅱ　負債総額	94,788 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	163,522,685 円
Ⅳ　発行済口数	226,305,814 口
Ⅴ　1万口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	7,226 円

（参考）ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンド

Ⅰ　資産総額	9,275,901,786 円
Ⅱ　負債総額	3,150,309 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	9,272,751,477 円
Ⅳ　発行済口数	4,346,525,538 口
Ⅴ　1万口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	21,334 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１　名義書換について

該当事項はありません。

２　受益者等に対する特典

該当事項はありません。

３　受益権の譲渡

(１)受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

(２)(１)の申請のある場合には、(１)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、(１)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

(３)(１)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

４　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

５　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6　償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

7　質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(１)資本金の額

2021年４月末日現在：２億円

委託会社が発行する株式の総数：20,000株(普通株式：10,000株　A種優先株式：10,000株)

発行済株式総数：1,563株(普通株式：800株　A種優先株式：763株)

最近５年間における資本金の額の増減：2018年10月10日付で２億円から14億円に増加

2018年12月７日付で14億円から２億円に減少

(２)委託会社の機構

①　経営の意思決定機構

株主総会で選任された取締役および監査役で構成される取締役会が設置されています。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を含む企業運営方針を決定し、取締役の職務の執行を監督します。また、取締役会の定めた経営方針・経営計画に基づく業務執行の意思決定(取締役会の専権事項を除く。)を行う機関として、取締役会で選任された経営会議メンバーで構成される経営会議が設置されています。代表取締役は経営会議メンバーの業務を統括し、指揮監督します。

②　投資運用の意思決定機構

運用部門、プロダクト部門およびコンプライアンス部門の代表者を主要メンバーとして構成される投資政策委員会において、投資政策の審議・決定ならびにその運用の成果および投資政策との関連での妥当性を分析します。投資政策委員会において決定された信託財産の投資政策に基づき、運用部門が運用の指図を行います。運用の指図に関する権限を外部の投資顧問会社に委託することまたは外部の投資顧問会社からの助言を受けることがあります。

２【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業、第一種金融商品取引業の一部、第二種金融商品取引業の一部および付随業務の一部を行っています。

2021年４月末日現在、委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額は次のとおりです(ただし、マザーファンドを除きます)。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	118	2,173,325,318,341
単位型株式投資信託	28	85,778,676,501
合計	146	2,259,103,994,842

3【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度(2020年１月１日から2020年12月31日まで)の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

		第35期 (2019年12月31日現在)	第36期 (2020年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		4,506,488	5,682,471
前払費用		78,871	83,085
未収委託者報酬		2,295,464	2,752,470
未収収益		448,435	357,055
関係会社未収入金		-	47,462
その他		13,874	9,481
流動資産計		7,343,134	8,932,026
固定資産			
有形固定資産			
建物付属設備	※1	187,123	174,567
器具備品	※1	122,817	145,253
有形固定資産合計		309,941	319,820
無形固定資産			
ソフトウェア		36,066	22,211
その他		831	831
無形固定資産合計		36,898	23,043
投資その他の資産			
投資有価証券		5,433	7,035
長期差入保証金		286,676	286,676
繰延税金資産		891,796	870,386
投資その他の資産合計		1,183,907	1,164,099
固定資産計		1,530,747	1,506,963
資産合計		8,873,881	10,438,989

(単位：千円)

	第35期 (2019年12月31日現在)	第36期 (2020年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	25,546	27,859
未払金		
未払手数料	1,272,877	1,561,855
その他未払金	382,635	416,336
未払法人税等	337,277	464,835
賞与引当金	1,081,528	954,110
その他	116,692	258,778
流動負債合計	3,216,556	3,683,775
固定負債		

関係会社長期借入金	2,400,000	2,400,000
退職給付引当金	140,138	141,403
資産除去債務	81,736	81,933
固定負債合計	2,621,875	2,623,337
負債合計	5,838,431	6,307,113
純資産の部		
株主資本		
資本金	200,000	200,000
利益剰余金		
利益準備金	50,000	50,000
その他利益剰余金	2,784,524	3,879,839
繰越利益剰余金	2,784,524	3,879,839
利益剰余金合計	2,834,524	3,929,839
株主資本合計	3,034,524	4,129,839
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	925	2,036
評価・換算差額等合計	925	2,036
純資産合計	3,035,449	4,131,876
負債・純資産合計	8,873,881	10,438,989

（2）【損益計算書】

（単位：千円）

	第35期 （自　2019年１月１日 至　2019年12月31日）	第36期 （自　2020年１月１日 至　2020年12月31日）
営業収益		
委託者報酬	16,420,074	19,659,986
その他営業収益	1,487,877	1,799,020
営業収益計	17,907,952	21,459,006
営業費用		
支払手数料	9,941,917	12,156,102
広告宣伝費	344,051	356,996
調査費		
調査費	184,540	164,855
委託調査費	1,459,077	1,564,499
委託計算費	405,398	413,072
営業雑経費		
通信費	67,770	68,967
印刷費	290,584	271,550
諸会費	12,802	27,913
図書費	2,981	2,951
諸経費	5,831	5,017
営業費用計	12,714,954	15,031,926
一般管理費		
給料		

役員報酬		122,116	94,766
給料・手当		1,865,795	1,936,929
賞与	※１	376,353	361,248
賞与引当金繰入		1,037,268	814,890
旅費交通費		151,720	36,115
租税公課		71,096	85,636
不動産賃借料		354,515	373,422
退職給付費用		56,799	147,225
固定資産減価償却費		78,558	76,435
消耗器具備品費		34,152	18,858
人材採用費		29,741	32,134
修繕維持費		30,152	29,166
諸経費		214,632	184,990
一般管理費計		4,422,905	4,191,820
営業利益		770,092	2,235,259
営業外収益			
受取利息		22	31
法人税等還付加算金		956	47
受取配当金		976	1,044
為替差益		-	2,332
その他		703	492
営業外収益計		2,659	3,947
営業外費用			
支払利息	※２	45,625	45,750
その他		3	-
営業外費用計		45,628	45,750
経常利益		727,123	2,193,457
特別損失		-	2,494
雑損失		-	2,494
税引前当期純利益		727,123	2,190,963
法人税、住民税及び事業税		341,559	574,568
法人税等調整額		△106,783	20,919
法人税等合計額		234,775	595,488
当期純利益		492,347	1,595,474

（３）【株主資本等変動計算書】

第35期(自　2019年１月１日　至　2019年12月31日)

(千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
			繰越利益剰余金					
当期首残高	200,000	50,000	2,292,176	2,342,176	2,542,176	62	62	2,542,239

当期変動額								
当期純利益	-	-	492,347	492,347	492,347	-	-	492,347
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	862	862	862
当期変動額合計	-	-	492,347	492,347	492,347	862	862	493,209
当期末残高	200,000	50,000	2,784,524	2,834,524	3,034,524	925	925	3,035,449

第36期(自　2020年１月１日　至　2020年12月31日)

(千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
			繰越利益剰余金					
当期首残高	200,000	50,000	2,784,524	2,834,524	3,034,524	925	925	3,035,449
当期変動額								
剰余金の配当	-	-	△500,160	△500,160	△500,160	-	-	△500,160
当期純利益	-	-	1,595,474	1,595,474	1,595,474	-	-	1,595,474
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	1,111	1,111	1,111
当期変動額合計	-	-	1,095,314	1,095,314	1,095,314	1,111	1,111	1,096,425
当期末残高	200,000	50,000	3,879,839	3,929,839	4,129,839	2,036	2,036	4,131,876

重要な会計方針

区分	
１．有価証券の評価基準及び評価方法	(１)その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
２．固定資産の減価償却の方法	(１)有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 (２)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法により償却しております。
３．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
４．引当金の計上基準	(１)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。 (２)退職給付引当金 従業員の退職金に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。
５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(１)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

１．収益認識に関する会計基準等

・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年３月31日　企業会計基準委員会)

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号　2020年３月31日　企業会計基準委員会)

(１)概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年５月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年１月１日以降開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針とあわせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発に当たって基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の１つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき事項がある場合は、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取り扱いを追加することとされております。

(２)適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(３)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

２．時価の算定に関する会計基準等

・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号　2019年７月４日　企業会計基準委員会)

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号　2019年７月４日　企業会計基準委員会)

(１)概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、公正価値測定に関して会計基準の開発を行い、2011年５月に「公正価値測定」(IASBにおいてはIFRS第13号、FASBにおいてはTopic820)を公表しており、IFRS第13号は2013年１月１日以降開始する事業年度から、Topic820は2011年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針とあわせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発に当たっての基本的な方針として、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされています。ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別事項に対するその他の取扱いを定めることとされています。

(２)適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(３)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

３．会計上の見積りの開示に関する会計基準等

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）

(１)概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有

用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的は開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(２)適用予定日

2021年12月期の期首から適用します。

(３)当該会計基準等の適用による影響

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

４．会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等

・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　2020年３月31日）

(１)概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改訂を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(２)適用予定日

2021年12月期の期首から適用します。

(３)当該会計基準等の適用による影響

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

第35期 (2019年12月31日現在)	第36期 (2020年12月31日現在)
※１　有形固定資産の減価償却累計額	※１　有形固定資産の減価償却累計額
建物付属設備　321,546千円	建物付属設備　345,643千円
器具備品　285,681千円	器具備品　320,878千円

(損益計算書関係)

第35期 自　2019年１月１日 至　2019年12月31日	第36期 自　2020年１月１日 至　2020年12月31日
※１　従業員及び役員の賞与であります。	※１　従業員及び役員の賞与であります。
※２　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	※２　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

支払利息	45,625千円	支払利息	45,750千円

(株主資本等変動計算書関係)

第35期(自　2019年１月１日　至　2019年12月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第35期事業年度期首株式数(株)	第35期増加株式数(株)	第35期減少株式数(株)	第35期事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
A種優先株式	763	-	-	763
合計	1,563	-	-	1,563

２．配当に関する事項

(１)配当金支払額

該当事項はありません。

(２)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第36期(自　2020年１月１日　至　2020年12月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第36期事業年度期首株式数(株)	第36期増加株式数(株)	第36期減少株式数(株)	第36期事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
A種優先株式	763	-	-	763
合計	1,563	-	-	1,563

２．配当に関する事項

(１)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当金（円）	基準日	効力発生日
2020年6月18日	普通株式	256,000	利益剰余金	320,000	2020年3月31日	2020年6月26日
	A種優先株式	244,160		320,000		

(２)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第35期(自　2019年１月１日　至　2019年12月31日)

１．ファイナンス・リース取引(借主側)

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	286,741千円
１年超	72,791千円
合計	359,533千円

第36期(自　2020年１月１日　至　2020年12月31日)

１．ファイナンス・リース取引(借主側)

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	47,422千円
１年超	25,368千円
合計	72,791千円

(金融商品に関する注記)

第35期(自　2019年１月１日　至　2019年12月31日)

１．金融商品の状況に関する事項

(１)金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(当座預金、普通預金、定期預金又は信託預金等)で運用しております。

(２)金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いをおこなうので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

関係会社長期借入金は、返済日は最長で決算日後８年であります。固定金利の為、金利の変動リスクはございません。

(３)金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

２．金融商品の時価等に関する事項

(１)2019年12月31日における金融商品の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	4,506,488	4,506,488	-
未収委託者報酬	2,295,464	2,295,464	-
未払手数料	1,272,877	1,272,877	-
その他未払金	382,635	382,635	-
関係会社長期借入金	2,400,000	2,474,183	74,183

(２)金融商品の時価の算定方法

現金・預金、未収委託者報酬及び未払金といった当社の金融商品は短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(３)長期差入保証金(貸借対照表計上額286,676千円)は、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(４)金銭債権の償還予定額は次のとおりであります。

(千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
現金・預金	4,506,488	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	2,295,464	-	-	-	-	-

(５)関係会社長期借入金の決算日後の返済予定額は次のとおりであります。

(千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
関係会社長期借入金	-	-	-	1,200,000	-	1,200,000

第36期(自　2020年１月１日　至　2020年12月31日)

１．金融商品の状況に関する事項

(１)金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(当座預金、普通預金、定期預金又は信託預金等)で運用しております。

(２)金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いをおこなうので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

関係会社長期借入金は、返済日は最長で決算日後８年であります。固定金利の為、金利の変動リスクはございません。

(３)金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

２．金融商品の時価等に関する事項

(１)2020年12月31日における金融商品の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	5,682,471	5,682,471	-
未収委託者報酬	2,752,470	2,752,470	-
未払手数料	1,561,855	1,561,855	-
その他未払金	450,148	450,148	-
関係会社長期借入金	2,400,000	2,461,851	61,851

(２)金融商品の時価の算定方法

現金・預金、未収委託者報酬及び未払金といった当社の金融商品は短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(３)長期差入保証金(貸借対照表計上額286,676千円)は、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(４)金銭債権の償還予定額は次のとおりであります。

(千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
現金・預金	5,682,471	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	2,752,470	-	-	-	-	-

(５)関係会社長期借入金の決算日後の返済予定額は次のとおりであります。

(千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
関係会社長期借入金	-	-	1,200,000	-	-	1,200,000

(有価証券関係)

第35期(2019年12月31日現在)

１．その他有価証券で時価のあるもの

(千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	3,800	5,178	1,378
	小計	3,800	5,178	1,378
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	300	254	△45
	小計	300	254	△45
合計		4,100	5,433	1,333

２．当期中に売却されたその他有価証券(自　2019年１月１日　至　2019年12月31日)

該当事項はありません。

第36期(2020年12月31日現在)

１．その他有価証券で時価のあるもの

(千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	3,800	6,781	2,981
	小計	3,800	6,781	2,981
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	300	254	△45
	小計	300	254	△45
合計		4,100	7,035	2,935

２．当期中に売却されたその他有価証券(自　2020年１月１日　至　2020年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第35期(自　2019年１月１日　至　2019年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

第36期(自　2020年１月１日　至　2020年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第35期(自　2019年１月１日　至　2019年12月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。
確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

２．退職給付制度

(１)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,601,447
勤務費用	66,365
利息費用	4,759
数理計算上の差異の発生額	5,656
退職給付の支払額	△179,335
退職給付債務の期末残高	1,498,893

(２)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
年金資産の期首残高	1,240,804
期待運用収益	12,408
数理計算上の差異の発生額	111,751
事業主からの拠出額	△6,209
年金資産の期末残高	1,358,755

(３)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
積立型制度の退職給付債務	1,498,893
年金資産	△1,358,755
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	140,138

(４)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	66,365
利息費用	4,759
期待運用収益	△12,408
数理計算上の差異の費用処理額	△106,095
退職給付制度に係る退職給付費用	△47,378

(５)年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

証券投資信託受益証券	17.71%
投資証券	43.22%
株式	13.33%
その他	25.74%
合計	100.00%

(注)年金資産は全て企業年金制度に対して設定した退職給付信託であります。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(６)数理計算上の計算基礎に関する事項

当期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　　0.20%

長期期待運用収益率　　1.00%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は104,177千円であります。

第36期(自　2020年１月１日　至　2020年12月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

２．退職給付制度

(１)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,498,893
勤務費用	119,882
利息費用	2,899
数理計算上の差異の発生額	12,851
退職給付の支払額	△91,864
退職給付債務の期末残高	1,542,661

(２)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
年金資産の期首残高	1,358,755
期待運用収益	13,587
数理計算上の差異の発生額	84,774
事業主からの拠出額	△55,858
年金資産の期末残高	1,401,259

(３)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
積立型制度の退職給付債務	1,542,661
年金資産	△1,401,259
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	141,403

(４)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	119,882
利息費用	2,899
期待運用収益	△13,587
数理計算上の差異の費用処理額	△71,923
退職給付制度に係る退職給付費用	37,270

(５)年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

証券投資信託受益証券	25.88%
投資証券	35.70%
株式	11.72%
その他	26.71%
合計	100.00%

(注)年金資産は全て企業年金制度に対して設定した退職給付信託であります。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(６)数理計算上の計算基礎に関する事項

当期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　　0.20%

長期期待運用収益率　　1.00%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は109,954千円であります。

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(千円)

区分	第35期 (2019年12月31日現在)	第36期 (2020年12月31日現在)
繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額	413,335	398,705
未払事業税否認	22,730	31,683
未確定債務	23,507	23,012
賞与引当金損金算入限度超過額	342,285	303,591
資産除去債務	20,969	21,972
その他	69,376	92,320
繰延税金資産小計	892,205	871,285
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	408	898

繰延税金負債小計	408	898
繰延税金資産合計(純額)	891,796	870,386

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第35期 (2019年12月31日現在)		第36期 (2020年12月31日現在)	
法定実効税率	30.62%	法定実効税率	30.62%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	1.45%	交際費等永久に損金算入されない項目	0.11%
住民税均等割	0.16%	住民税均等割	0.17%
		税額控除	△3.29%
その他	0.06%	その他	△0.44%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.29%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.18%

(資産除去債務関係)

第35期(2019年12月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

(１)東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

(２)大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

２．当該資産除去債務の金額と算定方法

(１)東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は1.13%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。増床部分は使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.53%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(２)大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	81,540千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	196千円
資産除去債務の履行による減少額	-
期末残高	81,736千円

第36期(2020年12月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

(１)東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

(２)大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

２．当該資産除去債務の金額と算定方法

(１)東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は1.13%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。増床部分は使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.53%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(２)大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	81,736千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	197千円
資産除去債務の履行による減少額	-
期末残高	81,933千円

(セグメント情報等)

第35期(自　2019年１月１日　至　2019年12月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。
従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

２．関連情報

(１)製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	16,420,074千円	421,864千円	1,066,013千円	17,907,952千円

(２)地域ごとの情報

①　営業収益

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(３)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

第36期(自　2020年１月１日　至　2020年12月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。
従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

２．関連情報

(１)製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	19,659,986千円	357,518千円	1,441,501千円	21,459,006千円

(２)地域ごとの情報

①　営業収益

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(３)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引関係)

第35期(自　2019年１月１日　至　2019年12月31日)

１．関連当事者との取引

(１)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ピクテアンドシーグループエスシーエー	スイス、ジュネーブ	CHF148,500,000	グループ管理会社	間接100%	グループ会社管理に関するサービスの提供	コーディネーション手数料の支払(注１)	67,062	未払金	-
親会社(注７)	ピクテアセットマネジメントホールディングエスエー	スイス、ジュネーブ	CHF40,000,000	グループ管理会社	直接100%	資金の提供	長期借入金の借入(注２)	-	関係会社長期借入金	2,400,000
							利息の支払(注３)	45,625	未払金	10,250

(２)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ピクテアセットマネジメントエスエー	スイス、ジュネーブ	CHF21,000,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供	運用手数料の支払(注４)	1,179,039	未払金	103,776
							運用手数料の受取(注４)	106,778	未収収益	28,170
							翻訳事務手数料の受取(注５)	217,436	未収収益	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテアセットマネジメントリミテッド	英国、ロンドン	GBP45,000,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供	運用手数料の支払(注４)	233,210	未払金	54,570
							翻訳事務手数料の受取(注５)	5,300	未収収益	5,300
							コミュニケーション手数料の支払(注６)	11,229	未払金	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテアセットマネジメント(ヨーロッパ)エスエー	ルクセンブルグ	CHF8,750,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供 役員の兼任	運用手数料の支払(注４)	46,827	未払金	15,314
							運用手数料の受取(注４)	422,885	未収収益	113,407
							翻訳事務手数料の受取(注５)	54,217	未収収益	-

同一の親会社を持つ会社	ピクテアセットマネジメント(ホンコン)リミテッド	香港	HKD30,000,000	資産運用会社	―	投資運用に関するサービスの提供	トレーディング手数料の支払(注７)	18,857	未収収益	4,467

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１)コーディネーション手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注２)長期借入金については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注３)支払利息については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注４)運用手数料についてはファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注５)翻訳事務手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注６)コミュニケーション手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注７)トレーディング手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(１)親会社情報

ピクテ　アンド　シー　グループ　エスシーエー(非上場)

ピクテ　アセット　マネジメント　ホールディング　エスエー(非上場)

(２)重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第36期(自　2020年１月１日　至　2020年12月31日)

１．関連当事者との取引

(１)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ピクテアンドシーグループエスシーエー	スイス、ジュネーブ	CHF148,500,000	グループ管理会社	間接100%	グループ会社管理に関するサービスの提供	コーディネーション手数料の支払(注１)	92,935	未払金	-
親会社(注７)	ピクテアセットマネジメントホールディングエスエー	スイス、ジュネーブ	CHF40,000,000	グループ管理会社	直接100%	資金の提供	長期借入金の借入(注２)	-	関係会社長期借入金	2,400,000
							利息の支払(注３)	45,750	未払金	10,250

(２)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)

同一の親会社を持つ会社	ピクテアセットマネジメントエスエー	スイス、ジュネーブ	CHF21,000,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供	運用手数料の支払(注４)	1,290,086	未払金	120,489
							運用手数料の受取(注４)	112,452	未収収益	29,756
							付随業務手数料の受取(注５)	169,472	未収収益	-
							預け金(注８)	-	関係会社未収入金	47,462
同一の親会社を持つ会社	ピクテアセットマネジメントリミテッド	英国、ロンドン	GBP45,000,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供	運用手数料の支払(注４)	211,987	未払金	48,118
							付随業務手数料の受取(注５)	4,610	未収収益	4,615
							コミュニケーション手数料の支払(注６)	11,907	未払金	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテアセットマネジメント(ヨーロッパ)エスエー	ルクセンブルグ	CHF8,750,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供 役員の兼任	運用手数料の支払(注４)	62,425	未払金	17,477
							運用手数料の受取(注４)	388,412	未収収益	25,956
							付随業務手数料の受取(注５)	619,933	未収収益	111,902
同一の親会社を持つ会社	ピクテアセットマネジメント(ホンコン)リミテッド	香港	HKD30,000,000	資産運用会社	―	投資運用に関するサービスの提供	トレーディング手数料の支払(注７)	40,801	未収収益	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１)コーディネーション手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注２)長期借入金については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注３)支払利息については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注４)運用手数料についてはファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注５)付随業務手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注６)コミュニケーション手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注７)トレーディング手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注８)預け金については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(１)親会社情報

ピクテ　アンド　シー　グループ　エスシーエー(非上場)

ピクテ　アセット　マネジメント　ホールディング　エスエー(非上場)

(２)重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(１株当たり情報)

第35期 自　2019年１月１日 至　2019年12月31日		第36期 自　2020年１月１日 至　2020年12月31日	
１株当たり純資産額(注１)	3,672,271円2銭	１株当たり純資産額(注１)	5,042,803円95銭
１株当たり当期純利益(注２)	315,001円86銭	１株当たり当期純利益(注２)	1,020,777円23銭
損益計算書上当期純利益	492,347千円	損益計算書上当期純利益	1,595,474千円
１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式にかかる当期純利益	492,347千円	１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式にかかる当期純利益	1,595,474千円
差額	－	差額	－
期中平均株式数	1,563株	期中平均株式数	1,563株
普通株式	800株	普通株式	800株
普通株式と同等の株式	763株	普通株式と同等の株式	763株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。	

(注１) １株当たりの純資産額の計算方法

純資産額から優先株式にかかる資本金の額97,633千円を控除しております。

(注２) Ａ種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、１株当たり当期純利益の算定上、普通株式に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(１)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

(２)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

(３)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(４)および(５)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

(４)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(５)(３)および(４)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

(１)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前１年以内において、該当する事実はありません。

(２)訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(１)受託会社

名称	資本金の額※	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※2020年３月末日現在

＜再信託受託会社の概要＞

名称	資本金の額※	事業の内容
株式会社日本カストディ銀行	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※2020年７月27日現在

(再信託の目的)

原信託契約に係る信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(２)販売会社

名称	資本金の額※	事業の内容
株式会社東和銀行 株式会社イオン銀行 株式会社大垣共立銀行 株式会社みちのく銀行	41,153百万円 51,250百万円 36,166百万円 34,167百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
三井住友信託銀行株式会社(注)	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
エース証券株式会社 極東証券株式会社 株式会社ＳＢＩ証券 楽天証券株式会社 ＳＭＢＣ日興証券株式会社 東海東京証券株式会社 ＯＫＢ証券株式会社	8,831百万円 5,251百万円 48,323百万円 7,495百万円 10,000百万円 6,000百万円 1,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

※2020年３月末日現在

(注)三井住友信託銀行株式会社では新規買付を停止し、換金のみの受付となります。ただし、累積投資(分配金再投資)コースの分配金再投資は引き続き行われます。

(３)投資顧問会社

名称	資本金の額※	事業の内容
ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ	2,100万スイスフラン (約2,517百万円)	スイス籍の法人であり、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその業務に付随する一切の業務を営んでいます。
ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド	4,500万英ポンド (約6,837百万円)	イギリス籍の法人であり、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその業務に付随する一切の業務を営んでいます。

※2021年４月末日現在。スイスフランおよび英ポンドの円貨換算は、2021年４月末日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(１スイスフラン=119.86円、１英ポンド=151.95円)によります。

2【関係業務の概要】

(１)受託会社

ファンドの信託財産の保管および管理を行います。

(２)販売会社

募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等を行います。

(３)投資顧問会社

委託会社より運用指図の権限の委託を受け、マザーファンドの公社債等に関する運用指図を行います。

3【資本関係】

(１)受託会社

該当事項はありません。

(２)販売会社

該当事項はありません。

(３)投資顧問会社

委託会社と投資顧問会社の最終的な株主はピクテ・グループのパートナーです。

第３【その他】

１　目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」と称することがあります。

２　金融商品取引法第15条第２項に規定する目論見書(以下「交付目論見書」といいます。)の表紙、表紙裏または裏表紙に以下の事項を記載することがあります。

(１)図案およびキャッチコピー(図案については交付目論見書本文に記載することもあります。)
(２)金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
(３)一般社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分のうちファンドが該当する事項ならびに商品分類および属性区分の定義が一般社団法人投資信託協会のホームページで閲覧できる旨
(４)当該交付目論見書の使用開始日
(５)ファンドに関する詳細情報の入手方法について、委託会社の電話番号および受付時間ならびにインターネット・ホームページおよび携帯サイトに関する事項
(６)金融商品取引法第15条第３項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
(７)金融商品取引法第４条第１項または第２項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容
①　届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
②　届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
(８)ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
(９)ファンドの財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
(10)請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
(11)「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す事項
(12)委託会社の名称、ロゴマーク、金融商品取引業者登録番号、設立年月日、資本金、運用する投資信託財産の合計純資産総額、加入協会およびファンドの運用の指図を行う者である旨
(13)受託会社の名称ならびにファンドの財産の保管および管理を行う者である旨

３　本書で使用している「発行価格」、「申込価額」ならびに「取得」、「取得申込」、「解約」、「解約請求」および「信託報酬」などを交付目論見書においてそれぞれ「購入価額」ならびに「購入」、「購入時」、「換金」、「換金申込」および「運用管理費用」などと記載することがあります。

４　請求目論見書の表紙または表紙裏に以下の事項を記載することがあります。

(１)ファンドの名称、愛称
(２)金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)である旨
(３)一般社団法人投資信託協会が定める商品分類のうちファンドが該当する事項
(４)当該請求目論見書の使用開始日
(５)金融商品取引法第４条第１項または第２項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容
①　届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
②　届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
(６)委託会社の名称およびロゴマーク

５　請求目論見書にファンドの投資信託約款、マザーファンドの運用の基本方針を掲載することがあります。

６　目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年３月12日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大畑　茂　㊞

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の2020年１月１日から2020年12月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し

て除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年４月28日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会　御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大畑　茂 ㊞

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド(毎月決算型)の2020年９月16日から2021年３月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド(毎月決算型)の2021年３月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。